

船舶インシデント調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年6月5日 16時30分ごろ
発生場所	熊本県 ^{たまな} 玉名市大正開漁港西方沖 大正開港1号防波堤灯台から真方位273° 1,850m付近 （概位 北緯32° 53.3′ 東経130° 29.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{いそなぎ} 磯尻は、帰航中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月24日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 磯尻、長さ2.80m
船舶番号、船舶所有者等	第293-22171号（船舶検査済票の番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて帰航中、突然、船外機が停止した。 船長は、スターターロープで始動を試みたが、同ロープが引けなかったため、船外機が焼き付いたと思った。 本船は、船長が海上保安庁へ救助を要請し巡視艇が来援したものの、水深が浅くて本船に近づけず、海上保安庁からの依頼を受けた周辺漁協が手配した船舶により、玉名市新川漁港 ^{しんかわ} にえい航された。 船外機は、本インシデント後、開放点検が行われずに新替えされた。
分析	本インシデントは、本船が、帰港中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 船外機は、船長が始動を試みた際、スターターロープが引けなかったことから、ピストン等が焼き付いた可能性があると考えられるが、本インシデント後、開放点検が行われなかったため、ピストン等が焼き付いた状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が帰港中、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。